

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）・拡充・延長

（文部科学省）

制 度 名	（独）日本学生支援機構及び国立大学法人等が行う学生に対する奨学事業等への個人寄附に係る税額控除方式の導入	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>（独）日本学生支援機構（以下、JASSOという）及び国立大学法人等が行う学生に対する奨学事業等への個人からの寄附について、新たに寄附金額の40%（寄附者の所得税額の25%を限度）を税額控除する制度の対象に加え、従前の寄附金の所得控除の適用を受けるか又は税額控除の適用を受けるか、寄附者がいずれか有利な措置を選択できる制度を導入する。</p>	
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲128 百万円 （－ 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>文部科学省では、教育の機会均等の確保のため、JASSOが行う奨学金事業の充実や各国立大学法人等が行う授業料減免等学生への経済的支援の充実に努めてきているところである。しかしながら、現在の厳しい経済・雇用情勢の中で、雇用や給与の削減を実施する企業があるなど、多くの世帯では収入が減少傾向にあることから、学生への奨学金事業については予算・税制両面からの施策の一層の充実を図ろうとするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>学ぶ意欲と能力がある学生が、経済的な理由により進学を断念したり、修学の機会を奪われることがないように、現在、学生への経済的支援の必要性が高まってきた中、教育の機会均等を確保するため、学生への経済的支援の充実が必要である。そのためには、多様な資金源を確保する必要があり、幅広い寄附金を促進するための措置が不可欠。</p>							
<p>今回の要望に関連す</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1283 536 1520"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1283 1479 1520"> <p>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1520 536 1841"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1520 1479 1841"> <p>教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、JASSOの奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。 また、国立大学等の寄附収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化を通じて、教育研究の振興を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1841 536 2031"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1841 1479 2031"> <p>恒久措置</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、JASSOの奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。 また、国立大学等の寄附収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化を通じて、教育研究の振興を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p>							
<p>政策の達成目標</p>	<p>教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、JASSOの奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。 また、国立大学等の寄附収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化を通じて、教育研究の振興を図る。</p>							
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>							

	同上の期間中の達成目標	学ぶ意欲と能力がある学生が、経済的な面で心配することなく安心して学べる環境を整備する。
	政策目標の達成状況	JASSOにおいて平成23年度当初予算において奨学金の貸与人員は127万2千人となっている。 国立大学法人の財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により、強化が図られているものの、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、より一層の環境の整備が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	JASSOに寄附をする個人約100人程度に適用見込み。 ※国立大学法人への個人寄附者は21年度で約44,000人いるが、このうち学生の奨学目的に寄附している者を対象とする見込み。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成18年度に、寄附税制に係る改正(所得控除寄附金下限額の引き下げ1万円→5千円)を行った際、その前後の寄附実績の推移から効果を見積もったところ、JASSOでは寄附者数が1.25倍、国立大学法人では1.78倍となった。 今回要望している税額控除方式との選択制の導入も平成18年度の改正と同様に寄附文化の一層の醸成に資するものであり、寄附が一定程度増加すると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税法第37条(指定寄附金、特定公益増進法人) 所得税法第78条(寄附金控除)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業 平成23年度予算額 1,241億円 (平成22年度予算額 1,309億円) 国立大学法人運営費交付金 平成23年度予算額 11,528億円 (平成22年度予算額 11,586億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	政府としては、厳しい経済・雇用情勢の中で、JASSOが行う貸与制奨学金事業の充実や国立大学法人運営費交付金等の確保に努め、予算・税制両面からの一層の充実・活性化を図る。
	要望の措置の妥当性	一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度であることから、新たに税額控除制度を導入することにより、寄附者が所得控除か税額控除かいずれか有利な方式を選択できるようにすることにより、幅広い寄附の獲得が見込まれるため、要望の措置は妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		